平成２５年（フ）第３０号
奈良市四条大路１丁目９番２号　坂田マンション205号
債務者　武藤　健二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
奈良市法蓮町403番地の１　ジュネス新大宮316号
債務者　西田　賢治
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
岡山県久米郡久米南町下弓削687番地１
債務者　吉川　利政
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３６２号
千葉県松戸市三ケ月1368番地の１　グレース91―202号
債務者　仲島　桜子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６７号
千葉県松戸市五香２丁目10番地の５　弓削ハイマート102号
債務者　南部　聖一
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４４号
奈良県大和郡山市筒井町87番地11
債務者　田渕　正美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
島根県浜田市金城町七条イ940番地18　２―304
債務者　橋本浩二郎
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３１号
島根県浜田市下府町322番地10
債務者　田丸　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１４０号
長崎県西海市大瀬戸町松島内郷1545番地１
松島釜浦団地Ａ棟２号
債務者　久保　久枝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
宮城県多賀城市笠神４丁目１番38号
債務者　佐々木勝茂
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
仙台市太白区郡山８丁目７番１―103号、従前の住所仙台市太白区郡山８丁目６―19第二小林ハイツ202
債務者　森　　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
仙台市太白区袋原２丁目２番19号
債務者　小原　榮子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
秋田県能代市字坊ケ崎１番地38
債務者　梅田　真澄
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第５７１号
千葉市若葉区東寺山町423番地１　エステ・スクエア千葉Ａ―1305号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７７号
千葉県船橋市習志野台８丁目18番16―413号
債務者　鷺谷　宗亮
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８１号
千葉市中央区星久喜町802番地　プラスパ深山Ⅰ―102号
債務者　折笠　祥子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５２号
千葉県市原市惣社２丁目８番地８　ハイツ太子堂102号
債務者　真田　順一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係